

長崎県後期高齢者医療広域連合物品調達等制限付一般競争入札実施要綱

平成28年2月19日 告示第3号

最終改正 令和2年4月15日 告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する物品の購入及び物品の借入れ並びに業務委託（建設工事に係るものを除く。）（以下「物品調達等」という。）の契約について、条件を付した一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の方法により実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 制限付一般競争入札の方法により締結する物品調達等の契約（以下「対象契約」という。）は、原則として広域連合が競争入札の方法により発注する全ての物品調達等の契約とする。

(入札参加資格)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により定める制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 長崎県又は長崎市の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 長崎県又は長崎市において、指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者である場合を除く。）。

(5) 会社法（平成17年法律第86号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 同一人が代表者（受任者を含む。）となっている法人等が、同一入札に同時に参加しようとするものでないこと。

(7) 対象契約ごとの業務の履行能力があること。

2 広域連合長は、前項に定めるもののほか、対象契約ごとに必要な入札参加資格を定めることができる。

（制限付一般競争入札の公告）

第 4 条 制限付一般競争入札の公告は、広域連合のホームページに掲載する方法により行う。

（入札参加申請）

第 5 条 制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、当該制限付一般競争入札の公告日の翌日から起算して7日以内に、制限付一般競争入札参加申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を広域連合長に提出しなければならない。ただし、広域連合長が必要があると認めるときは、申請書の提出期限を短縮し、又は延長することができる。

2 広域連合長は、対象契約の規模、内容等により必要と認められる場合には、広域連合長が必要と認める書類（以下「添付書類」という。）を申請書に添えて提出させることができる。

3 前2項の申請に係る費用は、入札参加希望者の負担とし、提出された申請書及び添付書類は、返却、公表及び無断での他の用途への使用は行わないものとする。

（仕様書等の周知）

第 6 条 広域連合長は、入札参加希望者に対して、対象契約に係る仕様書等を複写その他の方法により周知を図るものとする。

2 入札参加希望者は、仕様書等について疑義があるときは、広域連合長に対し説明を求めることができる。

（入札参加資格の確認）

第7条 広域連合長は、申請書の提出があったときは、入札参加資格の有無について確認を行い、当該入札参加資格を有しないと認めた者については、入札期日の前日までに制限付一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（現場説明）

第8条 対象契約については、現場説明は実施しないものとする。ただし、対象契約の内容等により、広域連合長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（入札の方法）

第9条 入札の方法は、会場入札とする。

2 前項の入札の方法は、広域連合長が特に認めた場合に限り郵便による制限付一般競争入札（以下「郵便入札」という。）で行うことができる。

3 郵便入札において、入札書の提出は、一般書留又は簡易書留により郵送しなければならない。この場合において、持参、電子メール又はファックス等によるものは、認めない。

4 入札書を郵送する場合は、次のとおりとする。

(1) 入札案件ごとに内封筒・外封筒の二重封筒とする。

(2) 入札書を入れた内封筒にあつては、「入札書在中」と朱書きして封かんし、（業務）委託名又は件名、入札者の商号又は名称及び開札日を記載するとともに貼り付け部分を入札者の使用印（入札参加申請書に使用した印（委任状を提出する場合はその者の印））で割印をする。

(3) 外封筒にあつては、次に掲げるものを封入し、表側に送付先（入札執行課名等）、（業務）委託名又は件名及び開札日を記載し、あわせて「入札書在中」を朱書きするとともに、裏側に入札者の住所及び商号又は名称を記載し当該入札担当課長宛に郵送するものとする。

ア 前号の内封筒

イ 委任状（代理人が入札書を提出する場合に限る。）

ウ 内訳書等（入札公告において提出が必要とされた場合に限る。）

5 前項の規定により郵便で差し出す場合にあつては、広域連合長が別に指定する日時までに到着しなかったものは、当該入札はなかったものとする。

(入札回数等)

第10条 入札の執行回数は2回を限度とし、落札者がいないときは、制限付一般競争入札は取りやめるものとする。

2 制限付一般競争入札の執行を2回した場合でその2回目の入札が不調となったときにおいて、当該入札の最低価格入札者と契約することが有利であると認められるときは、当該入札者と協議のうえ随意契約に移行することができるものとする。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とするものとする。

- (1) 申請書又は添付書類において虚偽の記載があった者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札金額が確認できない入札
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤の入札と認められた入札
- (6) 長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則第11条の規定に該当する入札
- (7) 広域連合所定の入札書を使用しない入札
- (8) 再度入札する場合、前回の最低価格以上の価格での入札及び初回入札に参加しなかった者のした入札
- (9) その他広域連合長が別に定める要件に該当する入札

(入札結果の公表)

第12条 広域連合長は、制限付一般競争入札を実施したときは、その入札結果をホームページ上で公表するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年2月19日告示第3号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年4月15日告示第9号）

この要綱は、告示の日から施行する。